

# 厚木市ゴルフ協会会則

## (名称)

第1条 本会は、厚木市ゴルフ協会（以下「協会」という。）と称する。

## (事務局)

第2条 協会の事務局は厚木市小野 2235 番地に置く。

## (目的)

第3条 協会は、ゴルフを通じて市民相互の人間関係の向上と健康の増進を図り、併せてスポーツの振興に寄与することを目的とする。

## (事業)

第4条 協会は、前条の目的を達成させるため次の事業を行う。

- (1) 厚木市民ゴルフ大会の開催
- (2) 厚木市民ゴルフ選手権大会の開催
- (3) 研修競技会の開催
- (4) 各種選手権大会への選手派遣
- (5) ゴルフに関する研修会、教室等の開催
- (6) ジュニアゴルファー育成のための事業
- (7) その他目的達成に必要な事業

## (構成及び入会条件)

第5条 協会は、厚木市在住者及び在勤者、在学者をもって構成する。

- (1) 会員は、役員会が承認した者でかつ年会費を納入した者とする。
- (2) ジュニアは年齢制限を 18 歳の誕生年の 3 月末日までとする。
- (3) 日本国刑法に問われている者、あるいは暴力団、反社会的活動に関係する者及びこれに準ずると判断される者は、本会の会員並びに事業参加を認めない。

## (会費)

第6条 協会の入会金は無料、年会費は 4,000 円、ジュニアは年会費を無料とする。

- (1) 途中入会者についても年会費を支払う。但し、10 月以降の入会者は年会費を 2,000 円とする
- (2) 途中退会者について年会費は返金しない。

## (役員)

第7条 協会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名、理事長 1 名、副会長数名、理事数十名、監事 2 名を置くことができる。
- (2) 前号の役員は、理事長が指名する役員選考委員会において選出する。

- (3) 役員の任期は3年とする。ただし、再任は妨げない。
- (4) 協会に、顧問及び相談役を置くことができる。
- (5) 特別会員（名誉会長、名誉理事、特別理事）は理事会の任命で置くことができる。

（交通費）

第8条 役員の活動に係る交通費は、市外一律2,000円、市内一律1,000円とする。

（役員の職務）

第9条 会長は、協会を代表し、会務を統括する。

- (1) 理事長は協会の役員を招集して、その議長となり議事の進行を行う。
- (2) 副会長は、一般、ジュニア、研修会の長を担当し、各理事が補佐をする。

（会議）

第10条 協会の会議は、理事会、理事総会とする。理事会は理事、役員、顧問、相談役及び監事をもって構成する。

- (1) 理事会  
理事会は定例で開催する。その他会長及び理事長が必要と認める場合は、随時開催することができる。
- (2) 理事総会  
理事総会は年1回開催する。

（議事）

第11条 協会の会議は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（経費）

第12条 協会の経費は、年会費、補助金、大会参加費及びその他の収入をもって充てる。

（予算・決算）

第13条 会長は、毎会計年度予算を作成し、理事会の承認を得なければならない。決算は、会計年度終了後速やかに作成し、理事会の承認を経なければならない。

（会計年度）

第14条 会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

（その他）

第15条 協会の会則は、理事会の承認を得て変更することができる。この会則に定めるものの他必要な事項は、理事会の承認により決定する。

附則

（実施の時期）

1 この会則は、平成 4 年 5 月 20 日より施行する。

附則

（実施の時期）

1 この会則は、平成 25 年 4 月 1 日より施行する。

附則

（実施の時期）

1 この会則は、平成 26 年 3 月 1 日より施行する。

附則

（実施の時期）

1 この会則は、平成 29 年 2 月 1 日より施行する。

附則

（実施の時期）

1 この会則は、平成 29 年 3 月 1 日より施行する。

附則

（実施の時期）

1 この会則は、平成 30 年 4 月 16 日より施行する。

附則

（実施の時期）

1 この会則は、令和元年 10 月 1 日より施行する。

附則

（実施の時期）

1 この会則は、令和 4 年 2 月 1 日より施行する。

附則

（実施の時期）

1 この会則は、令和 4 年 7 月 1 日より施行する。

附則

（実施の時期）

1 この会則は、令和 4 年 9 月 1 日より施行する。